

許可業者による

有料

一時多量ごみの収集制度が

利用できます

一時多量ごみ
って何？

一時的に多量に発生する家庭系ごみ

どんな時に
出るごみ？

引越しや遺品整理
等で出る多量ごみ

どんな時に
利用できる？

希望日に出したい、
一度に出したい時

利用のしかた

まずは、
生活環境事業所に相談

1 許可業者を選ぶ

2 生活環境事業所に
「一時多量ごみ申込書」
を提出

3 分別したごみを
許可業者に引き渡す

川崎市のルール
に従って分別
(8分別9品目)

4 許可業者が
施設へ搬入



費用は、部屋の大きさ、
ごみの量、屋内からの持ち出し
有無など、利用するサービスの
メニューによって異なります

費用は、許可業者によって異な
ります。必ず許可業者から見積
もりを取って、契約してください

無許可の業者は
利用しないように
気をつけて

制度のあらまし

この制度が始まるまでは、引越しや遺品整理などで出た多量のごみについては、部屋の明け渡しまでに日にちに余裕がない場合や、休日にしか出せない場合など、どうしても市の収集日に出せない場合には、粗大ごみについては事前相談のうえ、生活環境事業所へ持ち込むこともできましたが、普通ごみや資源物は、通常の収集日に小分けにして排出をお願いしていました。近年、高齢社会の進展などにより、遺品整理や施設入所等に伴う一時多量ごみのニーズが増加してきたことから、一時多量ごみの制度を整備することで、令和2年7月1日から一般廃棄物収集運搬業許可業者を利用した有料での排出が可能となりました。

川崎市の一般廃棄物収集運搬業許可制度の収集対象に一時多量ごみを拡充しました。
市民の皆様は許可業者と契約して、許可業者に収集してもらうことができます。

▶ 許可業者を利用することで、通常のごみ収集以外の対応が柔軟にできるようになりました。

Q&A

「一時多量ごみ申込書」はどこで手に入るの？

川崎市のホームページに掲載しています。また、生活環境事業所でもお渡ししています。

許可業者はどうやって選べばいいの？

川崎市のホームページに許可業者の一覧を掲載していますので、その中からお選びください。

※市の許可は「一時多量ごみ」のほか「事業系一般廃棄物」や「産業廃棄物」がありますので、必ず「一時多量ごみの許可業者」を選んでください。

「一時多量ごみ申込書」を記入するときの注意点を教えて！

原則として申込者本人が記入し、地域を所管する生活環境事業所にご提出ください。
なお、申込書の裏面は、必要な情報が「許可業者からの見積書」に記載されていれば、添付して代用することもできます。

※一時多量ごみ申込書については、原則本人が記入してください。第三者が代理で記入する場合には、関係法令による制限がかかる場合がありますのでご注意ください。

市ホームページは
こちらから

川崎市 一時多量ごみ

Q 検索



お問い合わせ先

担当区	事業所名	所在地	電話
川崎区	川崎生活環境事業所	川崎区塩浜 4-11-9	044-266-5747
幸区・中原区	中原生活環境事業所	中原区中丸子 155-1	044-411-9220
高津区・宮前区	宮前生活環境事業所	宮前区宮崎 172	044-866-9131
多摩区・麻生区	多摩生活環境事業所	多摩区柞形 1-14-1	044-933-4111